

路線名	都道府県	対 象 区 間	１．整備手法の考え方	２．その他自由意見
山陰道	島 根 県	宍道JCT ～ 出雲	整備手法：高速道路株式会社による有料道路方式 理由等： 宍道～出雲間は、県内で最も人口と産業の集積が進んでいる宍道湖中海圏域の一体化を図るために極めて重要な区間であり、この地域の発展には欠くことのできないもので、早期完成は地域住民はもとより県民の悲願である。 県が受託実施している用地取得事務も殆ど終了し、宍道～斐川間は全区間、斐川～出雲間で約７０％の区間で工事着手されており、引き続き西日本高速道路株式会社で整備促進され早期完成をお願いしたい。	本県の高速道路計画延長は、山陰自動車道や中国横断自動車道など、計２８３kmであるが、供用率は４．７％であって、全国平均の６．９％に比べて大きく遅れており、その早期整備を県政の最重要課題として取り組んでいるところである。 特に、山陰自動車道の出雲以西の区間は、整備計画区間９，３４２kmの外であり、一部国道バイパス事業で整備中の区間もあるが、未だ７４kmもの区間が事業化に至っていない。 国土開発幹線自動車道法等に定める法定予定路線１１，５２０kmは、国土の根幹的な施設であり、全国高速道路の早期ネットワークを図るため、未事業化区間についての整備手法・整備時期など将来ビジョンを早急に示すべきである。 このように整備手法が明らかになっていない中、本県は早期整備のため大変厳しい財政状況ではあるが、あえて地元負担の生じる国道バイパス事業として整備している。しかし、これらの区間は、実質的に法定予定路線１１，５２０kmの一部を構成する路線であるので、地元負担については、新直轄事業と同様とすべきである。